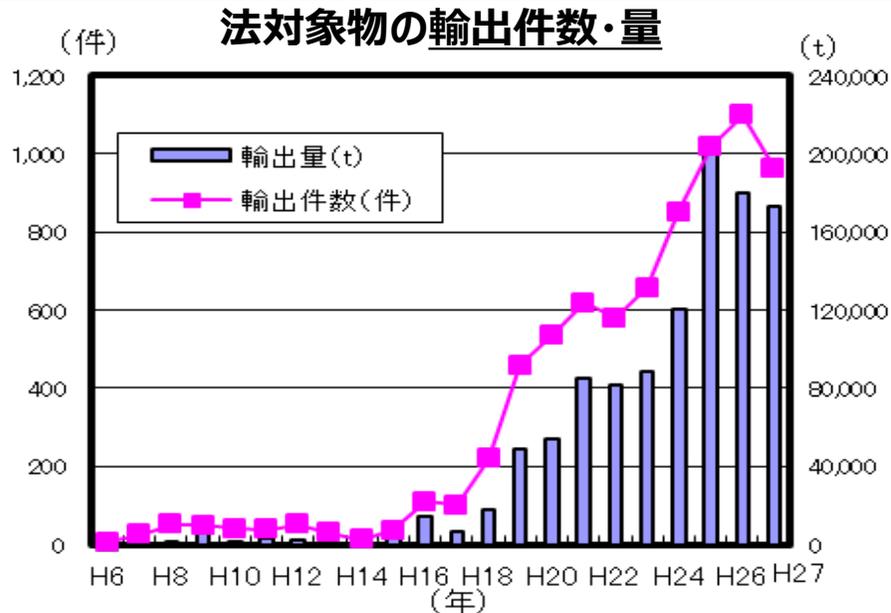


有害廃棄物等越境移動WGの活動状況に ついて

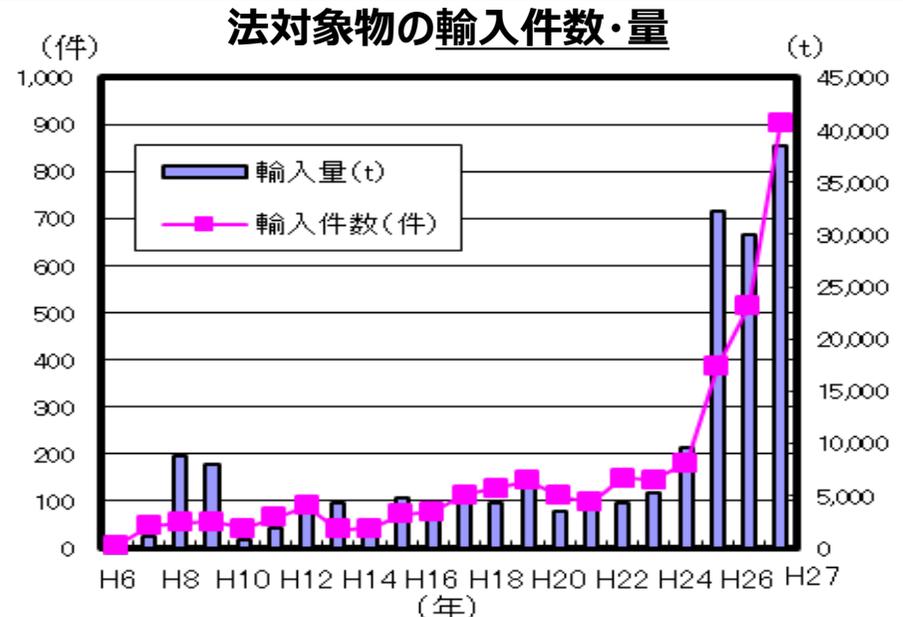
平成31年2月15日
産業技術環境局
資源循環経済課

バーゼルWGの設立背景

- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）は、有害廃棄物の環境上不適正な輸出入の防止を目的とするバーゼル条約の国内担保法。
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、近年、リサイクル目的での廃電子基板や使用済鉛蓄電池の取引が世界的に増大。我が国でも、平成6年当時と比べ、輸出入件数は大幅増。
- 輸出では、①雑品スクラップの不適正輸出や②輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や③使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生。
- 輸入では、廃電子基板等の有用な金属を含む二次資源について、欧州連合等との国際的な獲得競争が激化。事業者からは、④輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望。
- これらを受けてバーゼル法の改正を検討するため、本小委員会の下に「有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ（バーゼルWG）」を設立。



(主な輸出品目：使用済鉛蓄電池)



(主な輸入品目：廃電子基板、電気炉ダスト)

バーゼルWGの体制

- 産業構造審議会の廃棄物・リサイクル小委員会の下に「バーゼルWG」を、中央環境審議会に「特定有害廃棄物の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会」を設置し、合同会議を開催して検討。



有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ（バーゼルWG） 委員

中村 崇	東北大学 名誉教授（座長）
出利葉 知郎	阪和興業株式会社 取締役執行役員
川瀬 剛志	上智大学 法学部 教授
齊藤 栄子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主任研究員
佐藤 泉	弁護士
清水 隆	日本鉱業協会 理事
乗田 佐喜夫	（一社）日本鉄リサイクル工業会 専務理事
馬場 未希	日経BP社 日経エコロジー 副編集長
村上 進亮	東京大学大学院 工学系研究科 准教授

特定有害廃棄物の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会 委員

細田 衛士	慶應義塾大学 経済学部 教授（座長）
小島 道一	アジア経済研究所 上席主任調査研究員
崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
島村 健	神戸大学大学院 法学研究科 教授
高村 ゆかり	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
寺園 淳	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長
藤倉 まなみ	桜美林大学 教授
森口 祐一	東京大学大学院 工学系研究科 教授
森谷 賢	（公社）全国産業廃棄物連合会 専務理事

検討状況

- 合同会議を2016年10月から6回開催。
- 第4回会議でとりまとめた報告書を基に改正バーゼル法を2017年6月16日に公布。
- 2018年10月1日の施行に向けて、第5回目、第6回目で詳細ルールについて議論を実施。
- 改正バーゼル法が施行後、1年間の施行状況を取りまとめて、次回報告予定。

第1回目：2016年10月31日

第2回目：2016年12月 8日

第3回目：2016年12月26日

} バーゼル法を取り巻く状況について検討

第4回目：2017年 1月31日 報告書とりまとめ

2017年 6月16日 改正バーゼル法公布

第5回目：2017年 8月 3日

第6回目：2018年 1月 9日

} 改正バーゼル法の詳細ルールについて検討

2018年10月 1日 改正バーゼル法施行

2020年3月(P) 改正バーゼル法の施行状況の報告

バーゼル法の改正内容

1) 廃電子基板等の輸入円滑化

比較的有害性の低い**廃電子基板等の再生利用(リサイクル)**等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、**通告・同意や輸入承認等を不要**とした(先進国からは現行でも不要)。

2) 再生利用等事業者等の認定制度の創設

輸入事業者及び処分事業者の認定制度を創設。**比較的有害性の高い特定有害廃棄物等(規制対象物)の再生利用等目的での輸入について、認定輸入事業者が輸入を行う際の輸入承認を不要**とした。

3) 雑品スクラップ対策に向けた規制対象物の明確化

具体的な特定有害廃棄物等の範囲(規制対象物)を法的に明確化。

4) 分析試験目的の輸出入の手続簡素化

分析試験を目的として少量の特定有害廃棄物等の輸入を行う場合については、試験分析を通じた廃棄物処理及びリサイクルの技術の進展が期待されることから、バーゼル法及び廃清法に基づく**輸出入承認の手続について簡素化**。

5) シップバック対策

輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、**特定有害廃棄物等(規制対象物)**に追加し、輸出承認を要件化。

6) 輸出における環境大臣確認事項の明確化

輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による確認事項を法的に明確化。

1) 廃電子基板等の輸入円滑化

途上国から輸入される、リサイクル等目的での廃電子基板等の規制撤廃

【現状・課題】

- 欧州連合では、全ての国からの比較的有害性の低い廃電子基板等の輸入手続について、通告・同意等が不要。
- 他方、途上国から廃電子基板等を輸入する場合はバーゼル法の手続き（通告・同意等）が必要（先進国からは不要）であり、我が国事業者からは、資源獲得競争において、競争上不利になっているとの指摘あり。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



欧州連合との競争上の不利を解消

【法改正事項】

- 比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、通告・同意や輸入承認等を不要とする（先進国からは現行でも不要）。（法第2条第1項第1号イ）

（参考）廃電子基板等の規制緩和による経済効果等の試算

輸入手続に要する期間の短縮効果	1件あたり180日間程度
輸入廃電子基板の増加見込み	年間13万トン程度 (将来的にはさらに増加)
非鉄金属精錬の売上げ増加による経済波及効果	全産業合計で売上987億円(付加価値386億円)程度

輸入ニーズが高い廃電子基板等の電子部品スクラップ^o



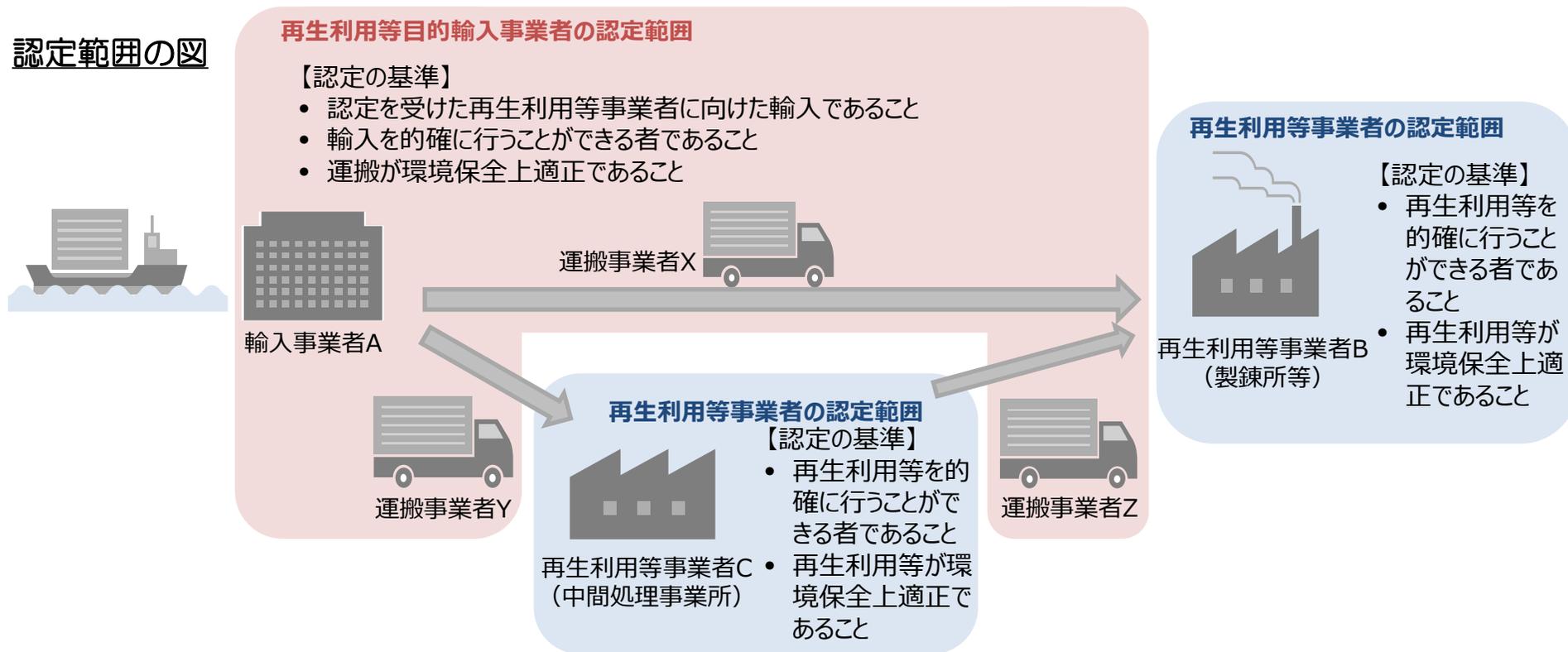
(金、銀などの金属を含む)

2) 再生利用等事業者等の認定制度の創設

再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度の概要

- 認定制度における輸入が外為法の輸入承認を受ける義務の対象外となることを踏まえ、国内での特定有害廃棄物等の運搬及び再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障なく実施されることを認定基準とする。
- 再生利用等目的輸入事業者が適切に特定有害廃棄物等の輸入を実施しているかどうか確認するという観点から、毎年の定期報告を義務付ける。
- 認定の有効期間は5年間とする。

認定範囲の図



3) 雑品スクラップ対策に向けた規制対象物の明確化

雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【現状・課題】

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）で、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

3) 雑品スクラップ対策に向けた規制対象物の明確化

バーゼル法において明確化された規制対象物

1. ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）のもの及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. パーソナルコンピューター
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
12. プリンターその他の印刷装置
13. ディスプレイその他の表示装置
14. 電子書籍端末
15. 電動ミシン
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
19. 電動式吸入器その他の医療用電機械器具
20. フィルムカメラ
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く）
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
26. 電気マッサージ器
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
30. 電子時計及び電気時計
31. 電子楽器及び電気楽器
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
33. 給湯器
34. 配電盤
35. 無停電電源装置（UPS）
36. 冷却用コンプレッサー（黒モーター）

(参考) 法改正施行後の状況

法改正施行後（平成30年10月1日以後）の状況は、以下のとおり。

- 改正法施行前までに、全国主要11都市（札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、高松、福岡、那覇）で改正内容に関する説明会を実施。輸出入事業者、処理事業者、通関業者、税関等多数の関係者が参加。
- 改正法施行直後は、雑品スクラップの輸出事業者等から、改正内容等に関する問合せが多数寄せられた。現状では、改正内容の理解も進んできていると思われ、問合せは減少している。
- 認定制度に関する申請・相談については現状以下のとおり。
 - ・再生利用等事業者：3件
 - ・再生利用等目的輸入事業者：1件